



広報

皆さんと村を結ぶ架け橋

しむかっぷ

3

2022
No.771

TOPICS

中学生および後期課程生

アンケート結果

森林環境譲与税の使途公表

村のできごと

おにはそと〜!!

ふくほうち〜!!



中学生および 後期課程生ア ンケート結果



★結果の概要

回答数22、回答率100%

占冠村への思い

占冠村への愛着度は4・4点であり、目標値(4・6点)の達成とはなりませんでした。
※点数は回答総数の平均です。

項目	点数
①山や川などの自然環境	4・7点
②治安がよく、安心して暮らせる	4・8点
③通学路などの道路の安全や通行のしやすさ	3・5点
④電車・バス・道路などの村外との交通の便	3・6点
⑤日常の買い物	3・2点
⑥学習環境	4・3点
⑦スポーツ活動	4・0点
⑧放課後の過ごし方	4・1点
⑨国際交流	4・4点
⑩地域の人たちとのつながり	4・6点
⑪イベント、伝統文化	4・6点
⑫暮らしやすさ	4・1点
⑬占冠村への愛着度	4・4点

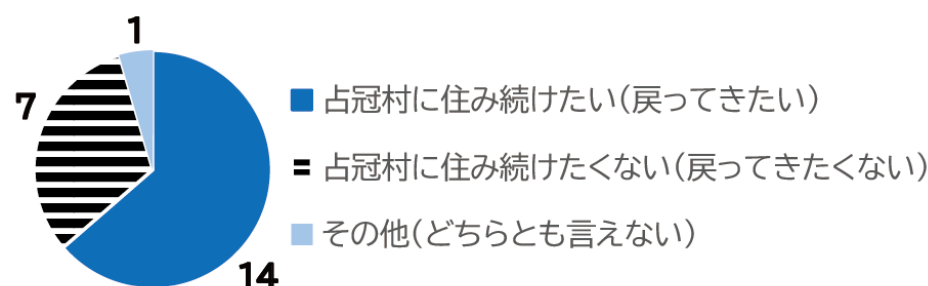
占冠村の魅力

回答総数44、1人2項目ずつ回答

アスペン留学(交流)	7
トマリリゾート	7
自然(山、川、景色なども含む)	7
広島平和体験学習	5
ふるさと祭り	5
スキー関係	4
アイスクャンドルナイト(ラッチャコナイト)	3
特産品(メーブルシロップ、山菜)	3
占冠公設塾(ステップアップサポートゼミ)	2
地域住民との交流	1

占冠村に住み続けたいか 住み続けたくないか

○住み続けたい (戻ってきたい)	14人
○住み続けたくない (戻ってきたくない)	7人
○その他(どちらとも言えない)	1人



〈主な意見〉 ○住み続けたい(戻ってきたい) 理由

自然環境が良い
安心して暮らせる
静かで落ち着く
村の人たちが優しいから
など。

○住み続けたくない(戻ってきたくない)理由
買い物や交通が不便
都会に住んでみたい
など。



地域の方々との関わり

回答者の大半が地域の方々から『あいさつをしてくれること』『優しくしてくれること』『がうれしかったと回答されており、地域の方々との関わりについて好感を持っていることがわかりました。

占冠村を住みよい村にするために

○役場にしてほしいことや自分自身でやってみたいこと(主な意見抜粋)
『村内のゴミ拾いをしてほしい。』
『飲食店など、色々な施設を作ってほしい。』



皆さまからいただいた貴重なご意見は、今後の地方創生の取り組みに反映したいと考えていますので、今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。

現時点での地域愛の把握とともに、今後の施策の推進に当たっての具体的な希望などを把握するため、昨年度に引き続き、アンケートを実施しました。

令和2年3月に策定した「第2期占冠村まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「中学生の占冠村への愛着度(令和6年度)を4・6点(5点満点)以上とする」ことを数値目標として設定しています。



令和元年度
森林環境譲与税
に関する決算

事業区分	基金積立（森林整備等）
事業名	占冠村森林環境譲与税基金積立
事業総額 （千円）	(A) + (B)2,352
	(A)うち令和元年度の 森林環境譲与税2,352
	(B)うちその他財源0
事業内容	森林経営管理法に基づく森林整備、路網整備等に備えた基金積立
実績	—
税導入の効果	令和元年度は、長期間にわたり 施業が行われていない森林所有者 を対象とした意向調査に向けた予 備調査を実施し、令和２年度の早 い段階で意向調査を実施する予定 である。 よって、令和元年度においては 後年度の森林整備や木材の利用促 進、担い手対策等に必要な財源確 保を目的として譲与税全額を基金 に積み立て、計画的かつ効果的な 取り組みを進めていく。

令和２年度
森林環境譲与税
に関する決算

事業区分	私有林整備	担い手確保
事業名	民有林育成促進対策事業	北海道林業・木材産業人材育成支 援協議会賛助金
事業総額 （千円）	(A) + (B) + (C)798	50
	(A)うち令和２年度 の森林環境譲与税0	0
	(B)うち基金取崩額798	50
	(C)うちその他財源0	0
事業内容	村森林整備計画に基づき森林整備 を行う小規模の森林所有者および 森林組合に対し、森林整備に係る 実行経費の補助残1/2以内を助成 した。	道立北の森づくり専門学院生の就 学支援等の人材育成に取り組む同 協議会に加入し、財政支援（賛助 金）を行った。
実績	下刈り 84ha 除伐 8ha	—
税導入の効果	本村では人工林の多くで高齢級化が進んでおり、本税の効果的な 活用により主伐再造林の推進による人工林の若返りや木材資源の有 効活用・普及などを中心に、林業の村を体現すべく施策を進めてい る。 令和２年度については、民有林における森林を整備する担い手の 育成の場への支援を図ることができたほか、民有林の森林整備を実 践する林業労働者の安定的な就労条件の確保に係る福利厚生等を支 援することにより、本村地域における森林整備の資質向上に繋がっ た。 森林整備については、除伐等約8haの森林整備が進んだとともに、 本村が森林資源の循環利用として取り組んでいる薪ストーブの普及 や薪購入に関する補助については、薪ストーブの購入および設置に 関して各1件、薪利用に関する補助については、7件約30m ³ 、補助 を伴わない薪販売については前年比約20％増の約250m ³ の製造販売	

平成31年（2019年）4月
1日に「森林環境税及び森林環
境譲与税に関する法律」が施行
され、令和元年度（2019年
度）より国から市町村および都
道府県に対し、森林環境譲与税
の譲与が開始されました。
森林環境譲与税は法令で使途
が定められており、市町村は次
の施策に要する費用に充てるこ
ととなっています。
①森林整備に関する施策
②森林整備を担うべき人材の育
成および確保、森林の有する
公益的機能に関する普及啓
発、木材の利用の促進、その
他森林の整備促進に関する施
策
占冠村における森林譲与税の
使途について、次のとおり公表
します。



担い手確保	木質バイオマス利用推進	基金積立（森林整備等）	計
林業労働者退職金共済制度補助事業	占冠村木質バイオマスエネルギー 導入促進事業	占冠村森林環境譲与税基金積立	
415	377	5,000	6,640
0	0	5,000	5,000
415	377	0	1,640
0	0	0	0
村に住所を有する林業従事者を雇 用する事業体に対し、林退共掛金 事業主負担分の1/2を補助するこ とにより、事業主の負担を軽減し、 もって林業労働者の福祉向上を図 った。	村内事業者から薪ボイラー（スト ーブ）および薪を購入した者に対 し、費用の一部を助成した。	私有林整備事業、民有林集約化推 進事業等に充当するための積立	
事業体数 6事業体 対象者数 9人	薪ストーブ 1人（1台） 薪 延べ7件（30m ³ ）	—	

となり、本村地域の林業振興に寄与できた。
なお、本村においては当該年度に配分された譲与税の全額を基金に積み立てた上で、必要な額を取り崩して事業経費に充てることとしており、基金残高については後年度の私有林整備事業や高性能林業機械を活用した民有林集約化推進事業等に充当するため、計画的に運用する。



ラッチャコナイト

2月12日（土）に、道の駅でラッチャコナイト2022が開催されました。

新型コロナウイルス感染症対策のため、内容を縮小しての開催となりましたが、イルミネーションでライトアップされた会場には多くの親子が訪れていました。

コンテストに応募のあったアイスクャンドルや子どもたちが作ったキャンドルが会場を彩り、冬の澄んだ夜空には200発の打ち上げ花火が大輪の花を咲かせていました。



涙ながらの豆まき会

2月3日（木）に、占冠保育所で節分の豆まきが行われました。

自分たちで作った鬼のお面と豆入れをもって準備万端の園児の前に、赤鬼・青鬼が現れると、小さな園児たちは涙を浮かべながら豆を手に取り、鬼に向かって一生懸命に豆を投げていました。大きな園児たちは、果敢に鬼に立ち向かい、怖がりながらも豆を投げつける姿がありました。

最後には鬼さんたちとも仲直りして笑顔で記念撮影をしました。



ヒグマミーティングの開催

2月11日に、村のヒグマについて学ぶ公民館自主創造プログラム「第4回占冠村ヒグマミーティング」が開催されました。オンライン参加を中心に、村民や村内外の関係者合わせて24人が参加しました。

村の担当が近況を報告、酪農学園大学から電波追跡や遺伝子解析を含むさまざまな研究の進捗が紹介されました。画面越しの対話に戸惑いながらも、質疑応答を交えて活気ある勉強会となりました。それでもやはりオンラインではもの足りなく、参加しづらい人も多かったため、対面での再度開催が検討されています。



クロスボウの所持が禁止されます

皆さまが所持しているクロスボウ等を警察が無償で引き取ります

クロスボウが使用された凶悪事件が相次いで発生したことを受け、令和3年6月16日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が公布され、令和4年3月15日に施行されることとなりました。

これにより、改正法の施行日である令和4年3月15日以降、クロスボウの所持が原則禁止され、許可制となります。

改正法の施行後、クロスボウを不法に所持した者は、罪に問われることとなります。

すでに警察におけるクロスボウの引き取りを行っていますので、お早めに最寄りの警察署に御相談ください。

■引き取り期間

令和4年9月14日まで

■引き取り場所

各警察署の生活安全課で引取りを行います。

■引き取り手続き

「クロスボウ等処分依頼書」とクロスボウを最寄りの警察署にお持ちください。

本人確認を行いますので、運転免許証等の身分を証明できる書類をご準備ください。



警察庁・都道府県警察

詳しくは、北海道警察ホームページ<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>から検索ください。



マイキャンドルづくり

2月1日（火）と8日（火）に、放課後キッズスペースを利用して小学生たちがキャンドル作りに挑戦しました。

1日目はジェルワックスを使ったキャンドル、2日目にはろうを溶かして色付けしたキャンドルを作りました。子どもたちは自由に装飾や色の組み合わせを考え、ついたくさん飾りを入れ過ぎちゃう子もいました。

このキャンドルは『ラッチャコナイト』にて展示を行いました。



令和4年第1回
富良野広域連合議会定例会報告

令和4年第1回富良野広域連合議会定例会が2月9日に開催され、連合長から行政執行方針が述べられた後、補正予算案、新年度予算案、条例等の改正が原案のとおり可決されました。

【令和3年度一般会計補正予算】

- 歳入歳出それぞれ5146万8千円を減額
- 《歳入》
- ・市町村負担金 Δ5082万8千円
- ・使用料及び手数料（放牧料金ほか） 144万円
- ・財産収入（物品売払収入ほか） 7万1千円
- ・諸収入（社会および労働保険料ほか） Δ135万1千円
- ・連合債（消防水利施設整備事業債） Δ80万円
- 《歳出》
- ・議会費（議会費） Δ87万3千円
- ・報酬、負担金などの減
- ・総務費（総務管理費ほか） Δ135万4千円
- ・職員手当等、旅費の減、負担金の増減
- ・衛生費（清掃費） Δ723万円
- ・燃料および光熱水費、手数料などの減

- ・農林業費（農業費） Δ265万6千円
- ・会計年度任用職員報酬などの減、器具購入費などの増
- ・消防費（消防本部費） Δ87万4千円
- ・旅費などの減、負担金の増
- ・消防費（常備消防費） Δ2284万4千円
- ・各種手当、旅費などの減、燃料および光熱水費などの増
- ・消防費（非常備消防費） Δ1307万4千円
- ・団員の費用弁償、旅費などの減、燃料および光熱水費などの増
- ・消防費（消防施設費） Δ201万9千円
- ・修繕料の増、車両購入費など執行残の減
- ・教育費（保健体育費） Δ46万4千円
- ・会計年度任用職員報酬などの減、燃料および光熱水費などの増
- ・公債費（公債費） Δ8万円

【令和4年度一般会計予算】
歳入歳出総額をそれぞれ24億9461万3千円とする（前年度比2億2848万2千円増）。

内訳は次のとおり。
※「前年度比」は令和3年度当初予算額との比較

（単位：千円）

歳入区分	金額	前年度比	歳出区分	金額	前年度比
分担金及び負担金	2,045,217	92,144	議会費	3,096	Δ74
使用料及び手数料	35,124	Δ422	総務費	49,103	2,208
財産収入	2,892	781	衛生費	271,118	10,423
寄附金	1	0	農林業費	72,233	7,109
繰越金	1	0	消防費	1,486,856	182,843
諸収入	257,121	35,722	教育費	501,685	29,025
連合債	103,000	49,000	公債費	107,522	Δ3,052
国庫支出金	51,257	51,257	予備費	3,000	0
歳入合計	2,494,613	228,482	歳出合計	2,494,613	228,482

- 条例の改正
・富良野広域連合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 規則の改正
・富良野広域連合議会会議規則の一部を改正する規則
- 規約の改正
・上川町村等公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約
- 専決処分報告
・自動車事故の損害賠償及び和解について
- ※その他会議に付した案件
・監査委員報告 例月出納検査結果報告（令和3年度9月分～12月分）
・令和3年度定期監査報告

富良野広域連合事務局
20167（39）1221



年金の受給開始時期の

選択肢が拡大します

年金の受給開始時期は、自身の希望により60歳から70歳の間で選択することができましたが、就労状況等に合わせて、より柔軟に選択できるよう、令和4年4月1日より見直されます。

①繰り下げ受給の上限
年齢の引き上げ
【70歳から75歳へ】

これまでは…

65歳より後に受給開始（繰り下げ受給）を希望する場合、70歳まで月単位で支給開始時期を選択可能。
年金額は1月あたり0・7%増額されるため、70歳まで繰り下げした場合には、65歳時点と比較して42%増額となりました。

令和4年4月以降

受給開始時期の上限年齢が70歳から75歳に引き上げられます。

引き続き、年金額は1月あたり0・7%増額されるため、75歳まで繰り下げた場合には、65歳時点と比較して84%増額となります。
対象となる方

令和4年3月31時点で70歳未満の方（昭和27年4月

2日以降生まれの方）か、受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方（受給権発生日が平成29年4月1日以降の方）のどちらかです。

※令和4年3月31日時点で70歳以上の方は、令和4年4月1日以降も上限年齢は70歳となります。

②繰り上げ受給の減額率の変更

【0・5%から0・4%へ】

これまでは…

65歳より前に受給開始（繰り上げ受給）を希望する場合、60歳まで月単位で支給開始時期を選択可能。
年金額は1月あたり0・5%減額されるため、60歳から繰り上げて受給すると、最大30%減額されました。

岡田民課戸籍担当

20167（56）2123



お住まいをお探しの方、
いませんか？

①住宅および土地
（売却希望）

- 住所 勇払郡占冠村字中央
- 構造 木造2階建て
- 建築年 平成6年
- 延床面積 116・64平方メートル
- 敷地面積 490・58平方メートル

②住宅および土地
（売却希望）

- 住所 勇払郡占冠村字中央
- 構造 木造1階建て
- 建築年 平成元年
- 延床面積 86・12平方メートル
- 敷地面積 396・00平方メートル

岡田民課戸籍担当
20167（56）2124



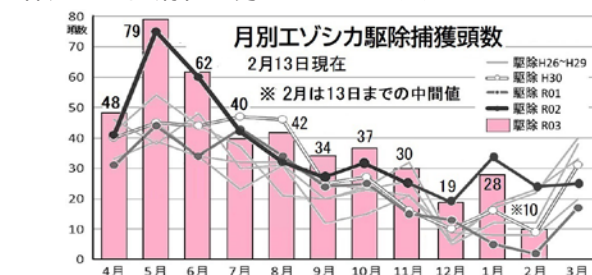


野生動物対策の状況

図農林課林業振興室
野生鳥獣専門員
☎0167 (56) 2174

エゾシカ

1月の駆除捕獲は28頭で、依然として高い水準で推移しています。過去2カ年の状況からシカの増加の傾向が示唆され、春に向けて捕獲の促進と捕獲個体処理の円滑化に努めていきます。



ヒグマ

冬ごもりから出てくる時期は、時によりばらばらですが、村内では3月の活動情報は珍しくありません。これまで早春期に、何らかの被害やその恐れは生じていませんが、林業や林内のレジャーでは遭遇への注意が必要です。食品ゴミの管理や家畜周辺の警戒も続けていきましょう。

2月11日の「占冠村ヒグマミーティング」へは村も担当者を参加させ、報告かたがた勉強させていただきました。皆さまありがとうございました。

◆猟区の入猟対応について◆

1～2月の利用希望は少なく、新型コロナ第六波で道外からの利用を制限したこともあり、狩猟枠のシカ猟は低調です。3月以降は予約が多いのですが、流行状況に即して慎重に対応していきます。

◆高病原性鳥インフルエンザについて◆

道内でも野鳥の感染が起きています。感染鳥との濃密な接触がなければ人には心配ないとされていますが、お庭の餌台などで、糞や羽毛に触れる可能性があった後は、手洗いうがいをお願いします。何羽もの死骸が落ちている場合は、触らずに、林業振興室へお知らせください。

◆その他◆

- ①中央小学校5・6年生を対象に、村の野生動物対策やシカの捕獲解体のプロセスを学ぶ授業を実施しました(写真)。
- ②村の狩猟者養成事業により、橋本陽さん(字中央)が捕獲従事者に加わりました。これから村や他の従事者さんらと協力して鍛錬し、捕獲力の強化を目指していきます。よろしくお願いします。



こちら駐在所です

図占冠駐在所
☎0167 (56) 2110

融雪期の事故の防止 日々の雪かき 安全第一

適切な時期の冰雪下ろし

屋根からの冰雪落下による事故が発生しています。冰雪が屋根からせり出している軒下などは、危険ですので近づかないようにしましょう。

道路に面してる建物を管理している方は、適切な時期の冰雪下ろしと、冰雪が落下する危険がある場所については、看板やロープ等により、歩行者に注意を促しましょう。

複数による安全を確保した冰雪下ろし

屋根の冰雪下ろし中に、はしごや屋根から転落する事故も発生しています。作業するときは、補助者を置くなど複数で行うとともに、命綱や安全帯を装着するなど万全の措置を講じ、自身の安全を確保しましょう。

除雪機による作業中の安全確保

除雪機による除雪作業中に、衣類を巻き込まれたり、下敷きになるなどの事故も発生しています。除雪作業等は、作業に適した服装を着用し、エンジンを掛けたまま雪詰まりを取り除くなどの作業は絶対にやめましょう。



生涯学習の



教育・文化・スポーツの
ホットな情報をお届けします。

図教育委員会社会教育担当
☎0167 (56) 2183

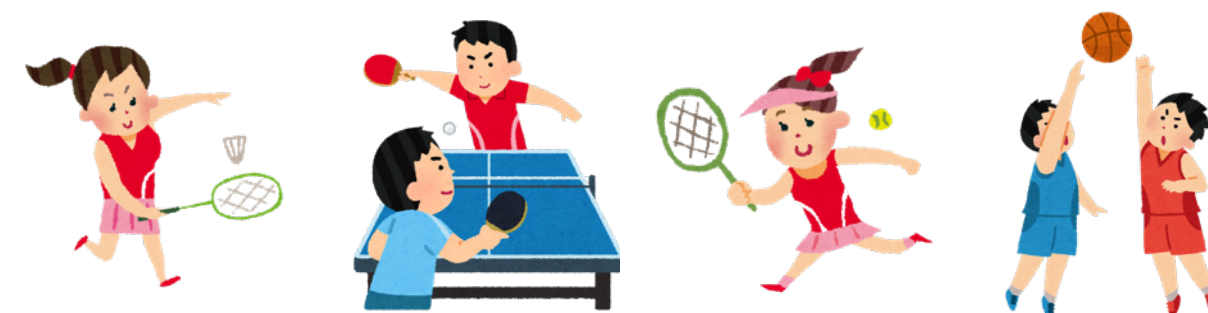
占冠村清流大学生の募集

- 占冠村清流大学では、令和4年度の新入学生を募集しています。入学を希望される方は、4月7日(木)までに社会教育担当へお申し込みください。
- 入学資格
満60歳以上の村民の方
 - 授業内容
1 一般教養に関すること
食育講座、古典講座、消防講座など
2 運動や健康に関すること
体力測定、健康体操、脳トレなど
3 課外活動
社会見学、修学旅行、クラブ活動など
※授業内容は予告なく変更になる場合があります。
 - 授業回数
月1回〜2回(夏期1回・冬期2回)
 - 学習時間
午前10時から午後2時まで(通学は自己手段です)
 - 学習場所
占冠村コミュニティプラザ他
 - 在学期間
大学 4年制
大学院 2年制
研究生 希望する期間
 - 経費
傷害保険料年間1200円または、1850円(年齢によって異なります)
自治会費、若干の教材費(必要に応じて)
 - 清流大学では、社会見学や修学旅行、村内学校との交流などの学習活動を行っています。楽しく学び、交流を深める場として気軽に参加していただければ幸いです。現在は大学生、大学院生、研究生合わせて22人の方が在籍しています。



学校体育施設の開放事業申し込み

- 令和4年度における学校開放利用団体を募集します。
- 1 対象団体
10人以上の団体または、グループ
(未成年者の団体やグループについては、監督者として成人者が含まれている場合に限り対象となります。)
 - 2 開放施設
①占冠中央小学校
②占冠中学校
③占冠地域交流館
④トナム学校
 - 3 開放時間
午後7時から午後9時まで
 - 4 申込期限
3月25日(金)までに、社会教育担当へお申し込みください。
- 利用団体会議を4月中旬に予定しています。後日、申込団体へ個別に通知いたします。



旭川地方気象台からのお知らせ

令和4年4月1日から旭川地方気象台の電話窓口が変わります。

☎0166(32)6368
通常応答：平日10時～17時15分まで
☎0166(32)6413
自動音声：終日

旭川地方気象台

☎0166(32)7102

「財務専門官」採用試験のお知らせ

財務省北海道財務局では、財務、金融のプロフェッショナルとして活躍する財務専門官を募集しています。

■受験資格

- ・1992(平成4)年4月2日から2001(平成13)年4月1日生まれの方
- ・2001(平成13)年4月2日以降生まれの方で次に掲げるもの
- ①大学を卒業した者および2023(令和5)年3月までに大学を卒業する見込みの方
- ②短期大学または高等専門学校を卒業した者および2023(令和5)年3月までに短期大学または高等専門

学校を卒業する見込みの方

■申込受付期間

令和4年3月18日(金)9時から4月4日(月)(受信有効)まで

■申込方法

ホームページ「国家公務員採用試験インターネット申込み」より申し込んでください。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/jken.html>
■第1次試験日程
令和4年6月5日(日)

詳細については、人事院「国家公務員試験採用情報NAV I」
<https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>「確認」

■財務省北海道財務局人事課人事係

☎011(709)2311
(内線4252)

「道ファ」を「道フ」にリニューアル

道では、北海道にゆかりや想いのある企業・団体・個人の方々の知恵と力を結集して、本道が抱えるさまざまな課題を解決していくため、「ほっかいどう応援団会議」を立ち上げています。

このたび、「ほっかいどう応援団会議」の個人会員「道ファ」(ごふあん)の拡大を図るとともに、コロナ禍で来道

の機会が減少している北海道ファンの想いをつなぐため、公式LINEでプレゼントキャンペーンを実施します。

■キャンペーン期間

令和4年2月8日から3月9日まで

■応募方法

①ほっかいどう応援団会議LINE公式アカウントからお友達登録。

LINEで検索。または、下のQRコードでアクセス



②リッチメニューの「応募フォーム」をタップ。

③「北海道でおすすめの場所や行ってみたいところ」を入力して完了。

詳しくは『ほっかいどう応援団会議』<https://hkd-ouendan.kaigi.jp/>「確認」

■北海道総合政策部官民連携推進室

☎011(204)5158

「道ファ」を「道フ」にリニューアル

道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、「北海道苦情審査委員」制度です。

みなさん自身の利害に関する苦情であれば、苦情審査委員に申立てができます。

みなさんに代わって、苦情審

査委員が公正で中立的な立場から、道の関係機関に対し、必要な調査を行います。

○審査の結果、道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、道の機関に是正や改善を求めます。

○もちろん、個人情報の保護にも十分配慮します。

①苦情申立ての窓口は、道庁の道政相談センター、もしくは各総合振興局(振興局)の総務課です。

②苦情申立書およびリーフレットを用意しています。

③道のホームページからでも申立書をダウンロードできます。

↓トップページで『ご案内』の「お問合せ・相談窓口」↓『その他のお問合せ・各種相談窓口』の「苦情審査委員の窓口」↓『苦情審査に関する』の「苦情申立の窓口」↓『苦情申立の窓口』の「苦情の申立てについて(申立書はこちら)」

④苦情申立書に必要な事項を記入し、苦情申立ての窓口に提出してください。また、郵送、FAX、メールでも申立てができます。

■北海道総合政策部知事室道政相談センター

☎011(204)5523
FAX011(241)8181

メール kuiyou.koueki@pref.hokkaido.jp

または、各総合振興局(振興局)総務課

生活・仕事相談会を開催します

生活や仕事などでお困りの方を対象に相談会を開催します。お気軽にご連絡ください。

■日時 令和4年3月23日(水)

①10時00分から10時50分
②11時00分から11時50分

■場所 占冠村役場内

■申込 令和4年3月22日(火)午後3時までに電話・FAX・メールで予約

■相談料 無料

■自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」
☎0166(38)8800
FAX0199(33)0021
メール anshin@kamkawa19.hokkaido.jp

確定申告に係る申告・納期限について

○令和3年分所得税および復興特別所得税・贈与税の申告・納期限は3月15日(火)です。
○令和3年分消費税および地方消費税の申告・納期限は3月31日(木)です。

※新型コロナウイルス感染症の

影響により申告することが困難であった方については、同年4月15日(金)までの間、簡易な方法により申告・納付期限を延長することができます。

なお、振替納税をご利用の方は、所得税および復興特別所得税が4月21日(木)、消費税および地方消費税が4月26日(火)に指定している金融機関より引き落としになります。

■富良野税務署

☎0167(22)2144
(案内番号『2』を押してください)

富良野地方精神保健協会講演会中止のお知らせ

広報しむかつぶ2月号に掲載した3月5日(土)開催の『富良野地方精神保健協会講演会「むさし」の理解と支援」私たちができること』は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止することになりましたのでお知らせします。

■富良野地方精神保健協会事務局(富良野保健所健康推進課)

☎0167(23)3161



運転免許更新時講習会

会場：富良野地域人材開発センター
富良野市西麻町1番1号

違反講習(2時間)

◎3月18日(金) 13時～

初回講習(2時間)

◎3月10日(木) 13時～

一般講習(1時間)

◎3月4日(金) 14時～

◎3月15日(火) 14時～

優良講習(30分)

◎3月4日(金) 13時～

◎3月15日(火) 13時～

※受講前に更新手続きを終えてください。
※新型コロナウイルス感染防止のため、人数制限を実施しています。日にちに余裕を持った更新手続きをお願いします。
☎富良野警察署0167(22)0110

占冠村の放射線量の状況(2月分)

測定日 令和4年2月7日(月)

【単位：マイクロシーベルト毎時】

測定場所	測定時間	天候	測定値
中央小学校グラウンド	14時55分	曇	0.035
双民館グラウンド	10時22分	曇	0.029
占冠地域交流館グラウンド	11時40分	雪	0.041
占冠保育所グラウンド	14時40分	曇	0.030
トマム学校グラウンド	13時47分	雪	0.024
トマム保育所グラウンド	13時54分	雪	0.030

※北海道の空間放射線率モニタリング結果(上川総合振興局0.021～0.098)と比較して平常レベルと判断されます。
「北海道の空間放射線率モニタリング結果」は、下記のホームページで公開されています。
『環境放射線測定結果【北海道立衛生研究所】』
<http://www.iph.pref.hokkaido.jp>
☎総務課総務担当 ☎0167(56)2121

- 入居資格

次の条件を満たす方が申し込むことができます。
 - 占冠村にお住まいの方、村外から移住される方
 - 月収が15万8000円以下の方(例えば、給与収入者で扶養家族がある場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額から同居扶養控除等の金額を引き、残りの額を12ヶ月で割った金額が15万8000円以下の方)※敷金の納入が必要です。
※連帯保証人が2人必要です。(入居者と同等以上の収入のある方。)
- 家賃

入居される世帯の収入等に応じて決定されます。
- 入居可能日

概ね4月1日(金)
- 入居決定

入居者選考委員会の審査によります。
- 申込受付場所

建設課建築担当・トマム支所
- お問い合わせ

建設課建築担当 ☎0167(56)2172
- ## 村営住宅等入居者募集のご案内
- | 募集団地 | 受付期限3月15日(火) |
|-----------|--------------|
| ●中央地区 7戸 | |
| ○中央団地 | 2LDK 4戸 |
| ○千歳団地 | 3LDK 1戸 |
| ○第2千歳団地※ | 4LDK 2戸 |
| ●トマム地区 1戸 | |
| ○トマム団地 | 3LDK 1戸 |

※第2千歳団地は所得基準が異なります。詳細は建設課建築担当へお問い合わせください。
- 2022年3月号
- 2022年3月号
- 12

火災・救急・救助 119

消防瓦版 纏 No.401

富良野広域連合富良野消防署占冠支署 ☎ 0167 (56) 2119

令和4年占冠消防出初式！！



救急出場状況

(1月分)

一般負傷	12件(11人)
自損行為	1件(1人)
急病	9件(8人)
その他	1件(0人)

1月計	23件(20人)
累計	23件(20人)
※()内は搬送人員	



令和4年1月5日(水)、富良野消防署占冠支署にて、令和4年占冠消防出初式が挙行されました。昨年は新型コロナウイルス感染症拡大により、中止せざるを得ない状況となりました。今年は規模を縮小しての開催となりましたが、寒空のもと、田中村長、安井消防長、ならびに来賓の方々から観閲を受けました。式典においては、占冠村コミュニティプラザにて、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行った上で開催され、永年にわたり地域防災に貢献した団員、職員の功績に対して、表彰状の授与並びに感謝状が贈呈されました。

令和3年の火災発生件数は占冠管内では4件であり、前年(令和2年0件)に比べて増加している結果となりました。令和4年は無火災となるよう、職団員一同、安心・安全な村を目指してまいりますのでよろしくお願いいたします。

地域とともに コミュニティ・スクール情報 ~占冠中学校~

占冠村教育委員会 ☎ 0167 (56) 2182

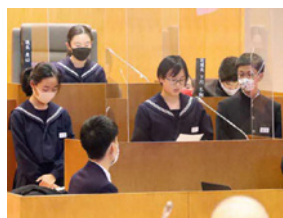
つながり

令和3年度も終盤を迎え、新型コロナウイルス感染症が収まらない中でありながらも「子どもたちの学びを止めない」を合言葉に、滞りなく教育活動を継続することができています。

11月1日(月)には、22人の清流大学生をお招きし、「清流大学ふれあい授業」を行いました。生徒達は大学生と共に、体育や理科などの授業を受け、世代を超えたふれ合いや対話を通して、深い学びにつなげていました。

11月5日(金)には、「占冠村C S議会」を行いました。今年度は、全校生徒が5グループに分かれて、議会発表の前にSDGsに係わるテーマから身近な課題を見出し、村議員の方々と共に討議を行い、議会にて発表しました。

11月から12月にかけては、村教育委員会の協力を得ながらアスペン生とのリモートによる「国際交流学习」を数回行いました。生徒たちは、互いに自国の紹介やクイズ等を出し合いながら交流を深めたり、アスペン在住のカマラ先生による「クリスマスココアづくり教室」を楽しみながら、異国の文化を学び合いました。



1月末にはGIGAスクール構想の一環として、生徒用タブレット端末であるクロームブックの更新が行われ、Zoom機能付きの電子黒板も導入されました。今後も、タブレット端末の新たな機能やリモートを活用した効果的な授業改善に取り組み、生徒たちの学びを充実させていきます。

介護保険制度を 知ろう


こんにちは
保健師です

介護保険はみなさんと社会全体で支えている制度です。介護保険の財源は、国・都道府県・市区町村が半分を負担し、残りの半分を介護保険加入者が保険料として負担しています。

■介護保険の加入者

・65歳以上の方(第1号被保険者)
・40〜64歳の方(第2号被保険者)
※65歳以上の方は、65歳の誕生日前に「介護保険被保険者証(ピンク色)」が交付されますので大切に保管してください。

■介護保険料の決め方・納め方

65歳以上の方の保険料は、所得に応じて市区町村ごとに決まります。納め方は年金の金額によって変わります。40〜64歳の方の保険料は加入している医療保険によって異なります。詳しく内容を知りたい方は、相談窓口までお越しください。

■サービスの利用

介護保険サービスを利用するには、要介護認定の申請が必要です。65歳以上の方は原因(病気や怪我等)を問わず、介護や支援が必要になれば誰でも申請できます。40〜64歳の方は「特定疾病」が原因で介護や支援が必要になったときのみ申請できます。

■サービス利用までの流れ

①要介護認定の申請の窓口
役場福祉子育て支援課介護担当が窓口になっています。

②認定調査・主治医意見書
「健康保険被保険者証(第2号被保険者)」が必要で、「認定調査」は、調査員(地域包括支援センター(保健師等)がご自宅や入院先を訪問し、全国共通の調査票をもとに、ご本人やご家族から聞き取り調査を行います。

③審査・判定
認定調査の結果をコンピュータで判定します。その結果と主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」が総合的に審査・判定し、介護度を決定します。認定結果が出るまでは約1か月を要します。

④認定結果の通知
「介護認定審査会」の審査・判定により決定した介護度(認定結果)を、役場から申請者に通知(送付)します。

⑤ケアプランの作成
どのようなサービスが必要か、本人・家族とケアマネジャーが話し合い、「ケアプラン(介護サービス計画)」を作成します。

⑥介護保険サービスの利用
「ケアプラン」に基づいて在宅や施設でサービス利用を開始します。介護度は、大きくは「要支援1〜2」と「要介護1〜5」に分けられ、介護度によっては利用できないサービスもあります。

も自己負担となります。また、保険料の支払いが滞ると介護保険サービスの利用時の費用に影響が出ます。

1年以上滞納すると費用の支払い方法が償還払いに変更され、1年6か月以上滞納すると保険給付が一時的に差し止められます。また、2年以上滞納すると滞納期間に応じて利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。

介護保険サービスの利用にあたっては、原則としてサービス費用の一部を利用者が負担します。自己負担割合は、前年度の所得により1割〜3割となっています。要介護・要支援認定を受けた方には介護保険証と一緒に「介護保険負担割合証」が発行されますので、そちらで負担割合をご確認ください。

富良野広域連合富良野消防署占冠支署(福祉子育て支援課) ☎ 0167 (56) 2022

未来へのかけ橋のグランドデザイン

北海道総合計画を 見直しました！



道では、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル化・脱炭素化といった動きを的確にとらえ、ポストコロナを見すえた新たな北海道が進むべき道筋を道民のみなさんと共有するため、道政の指針となる北海道総合計画を改訂しました。

改訂した計画に基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立が可能となる強靱な社会システムの構築、本道が有する多彩な強みのさらなる磨き上げ、カーボンニュートラルの実現やデジタル・トランスフォーメーションの本格的な加速などに取り組み、誰もが安心して心豊かに暮らし続けることができる地域社会を実現していきます。

なお、『北海道総合計画【2021改訂版】』はホームページに掲載されています。

北海道総合計画

検索



圏北海道計画推進課

☎011(204)5630



地域における
ICT学習機会の
創設



産業の変革に向けた
デジタル技術の
活用推進



再生可能
エネルギーの
導入拡大

広報からのお知らせ

各行事等で広報に掲載するための取材および写真撮影をさせていただいています。もし、写真などで掲載にご承諾いただけない場合は、その場でお申し出いただくか広報統計担当までご連絡ください。

また、みなさんからの情報もお待ちしております。お気軽にお電話ください。

圏企画商工課広報統計担当
☎0167(56)2124



■人口・世帯数（1月末住民基本台帳登録数）

人口	男	女	世帯数				
1,222人 (-7)	603人 (-1)	619人 (-6)	771 (-4)				
《うち外国人の人数		146人 (-3)》					
中央	占冠	双珠別	トマム	出生	死亡	転入	転出
658人	86人	41人	437人	0人	1人	5人	11人



広報しむかっぱは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業ならびに東北経済復興を応援しています。

発行／占冠村 編集／企画商工課 印刷／(株)総北海

☎ 079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央 ☎ 0167(56)2124 ☎ 0167(56)2184

占冠村ではホームページを開設しています。アドレス <https://www.vill.shimukappu.lg.jp>



占冠村公式HP